

# 資料

平成24年3月23日  
厚生労働省

# 目次

---

1. 医療保険制度の体系
2. 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の徴収業務の流れ  
(普通徴収)
3. 国民健康保険制度
  - (1) 国民健康保険制度の概要
  - (2) 国民健康保険における国・都道府県・市町村の役割分担
  - (3) 保険料の適用
  - (4) 保険料の納付
  - (5) 滞納者への対応
  - (6) 関係データ
4. 後期高齢者医療制度
  - (1) 後期高齢者医療の保険料
  - (2) 賦課・徴収業務の流れ
  - (3) 保険料の適用
  - (4) 関係データ
5. 介護保険制度
  - (1) 介護保険制度の概要
  - (2) 保険料の徴収の仕組み(1号保険料／2号保険料)
6. 徴収の現状(各保険料の法的性格)

# 医療保険制度の体系

## 後期高齢者医療制度

約12兆円

- ・75歳以上
- ・約1,400万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

### 国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、非正規雇用者等
- ・約3,900万人
- ・保険者数:約1,900

約10兆円

### 協会健保(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,500万人
- ・保険者数:1

約4兆円

### 健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約3,000万人
- ・保険者数:約1,500

健保組合・共済等 約4兆円

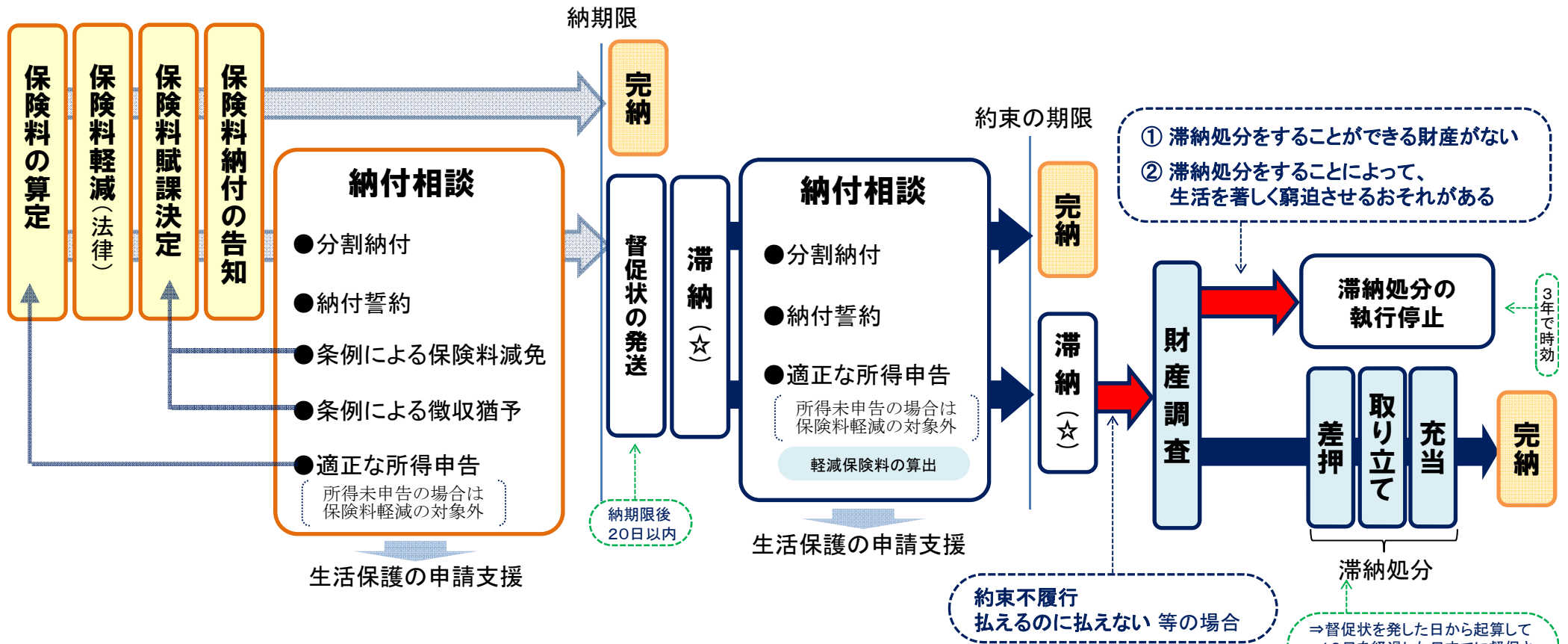
### 共済組合

- ・公務員
- ・約900万人
- ・保険者数:83

※1 加入者数・保険者数は、平成22年3月末の数値

※2 金額は平成23年度予算ベースの給付費

# 保険料の徴収業務の流れ（普通徴収）



## ○保険料の軽減(法律)

国保：保険料のうち「応益割」について7割、5割、2割など軽減  
後期：保険料のうち「均等割」について、9割、8.5割、5割、2割軽減  
「所得割」について、5割軽減

## ○条例による保険料減免・徴収猶予

(※要件や申請方法は条例で定める。以下条例参考例より抜粋。)

- ・減免：災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- ・徴収猶予：①納付義務者の資産が震災等の災害、又は盗難による被害を受けたとき  
②納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき  
③納付義務者がその事業につき甚大な損失を受けたとき  
④その他①～③に類する理由があったとき

滞納者(☆)との接触の機会を確保するため、

① 短期被保険者証の発行  
(6ヶ月、3ヶ月等)

② 資格証明書の発行

納期限から1年以上  
保険料を滞納

特別の事情(※)が  
ないことを確認

※特別の事情

- ・世帯主の財産が災害又は盗難にあった
- ・世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気又は負傷した
- ・世帯主が事業を廃止又は休止した
- ・世帯主の事業に著しい損失があった
- ・以上と類する事由があった

- ・通常の被保険者証は返還することが必要
- ・被保険者は、医療費を全額負担し、保険者から療養費の支給を受ける

### 3. 国民健康保険制度

【根拠法】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

【目的】

- ・ 国保事業の健全な運営の確保。社会保障及び国民保健の向上。
- ・ 被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関し、必要な保険給付。

【保険者】 市町村(実施義務)、国民健康保険組合(任意)

【被保険者】

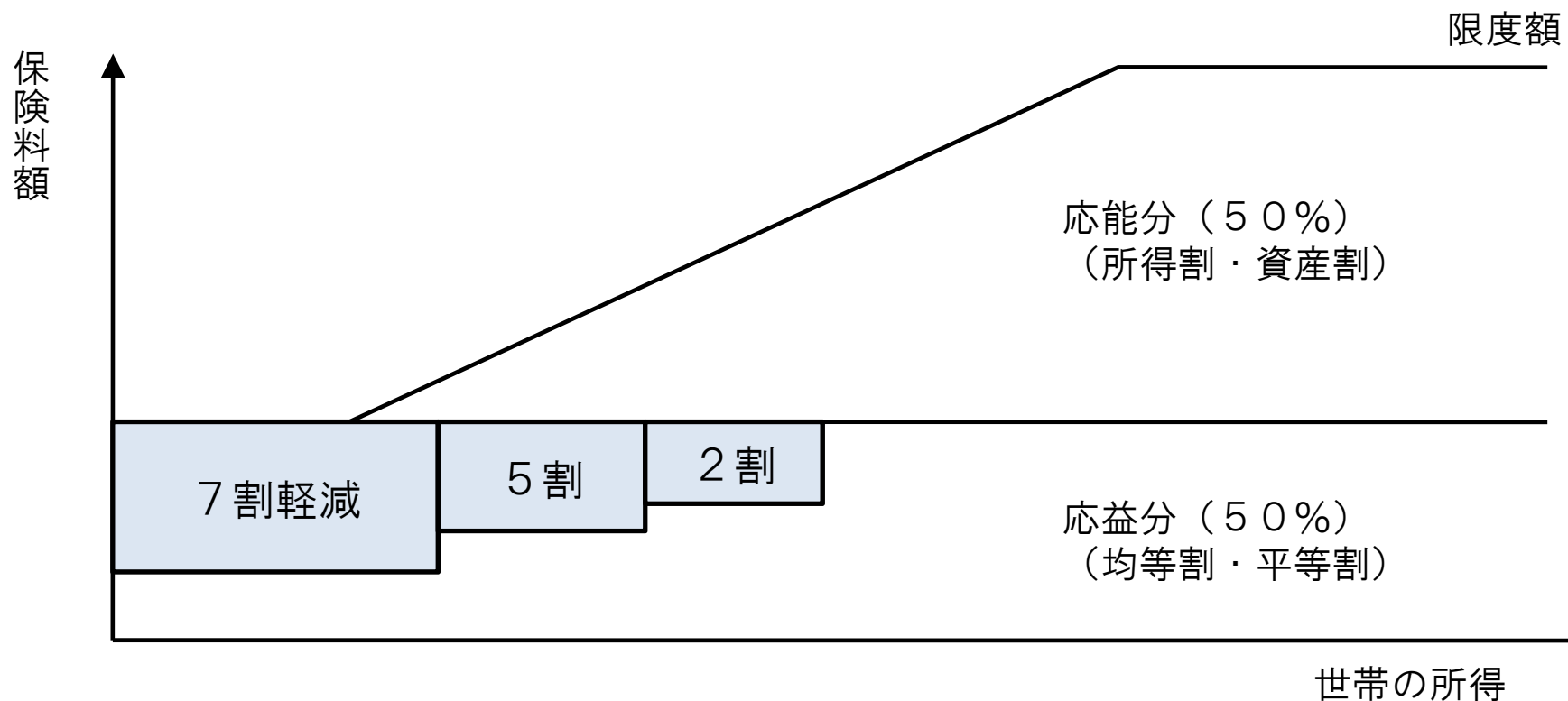
- ・ 市町村の区域内に住所を有する者は、市町村国保の被保険者。  
ただし、次の者は適用除外。
  - ①健康保険、船員保険、共済組合の加入者
  - ②後期高齢者医療制度の被保険者
  - ③生活保護受給者
  - ④国保組合の被保険者
- ・ 国保組合の組合員とその世帯員は、国保組合の被保険者。

## 国民健康保険における 国・都道府県・市町村の役割分担

	国民健康保険関係	関連施策
国	<p>○ 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない(国保法第4条第1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な制度設計、財源確保</li> <li>・ 国保事業に要する費用に対する負担及び補助</li> <li>・ 全国レベルでの財政調整</li> <li>・ 都道府県・市町村への助言・指導</li> <li>・ 保険者及び保険医療機関等の指導監督</li> </ul>	<p>○ 全国統一的な医療・介護制度の整備や診療報酬・介護報酬の設定を行う。</p>
都道府県	<p>○ 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない(国保法第4条第2項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保事業に要する費用に対する負担</li> <li>・ 都道府県レベルでの財政調整(調整交付金)</li> <li>・ 広域化等支援方針の策定</li> <li>・ 広域化等支援基金の設置</li> <li>・ 保険者・国保連への助言・指導・監督</li> <li>・ 保健医療機関等の指導監督</li> <li>・ 国民健康保険審査会の運営</li> </ul>	<p>○ 広域的な自治体として、地域の実情を踏まえつつ、サービス提供体制の整備、医療費適正化等を進めるとともに、市町村への助言・指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画</li> <li>・ 健康増進計画</li> <li>・ 医療費適正化計画</li> <li>・ 介護保険事業支援計画</li> </ul>
市町村	<p>○ 市町村・特別区は、国民健康保険を行う(国保法第3条第1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格管理</li> <li>・ 保険料の賦課・徴収</li> <li>・ 保険給付</li> <li>・ 保健事業、国保直診の運営等</li> </ul>	<p>○ 基礎的自治体として、住民に身近なきめ細かいサービスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税の賦課・徴収</li> <li>・ 健康づくり(がん検診、母子保健等)</li> <li>・ 介護保険事業の運営</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の窓口事務</li> </ul>

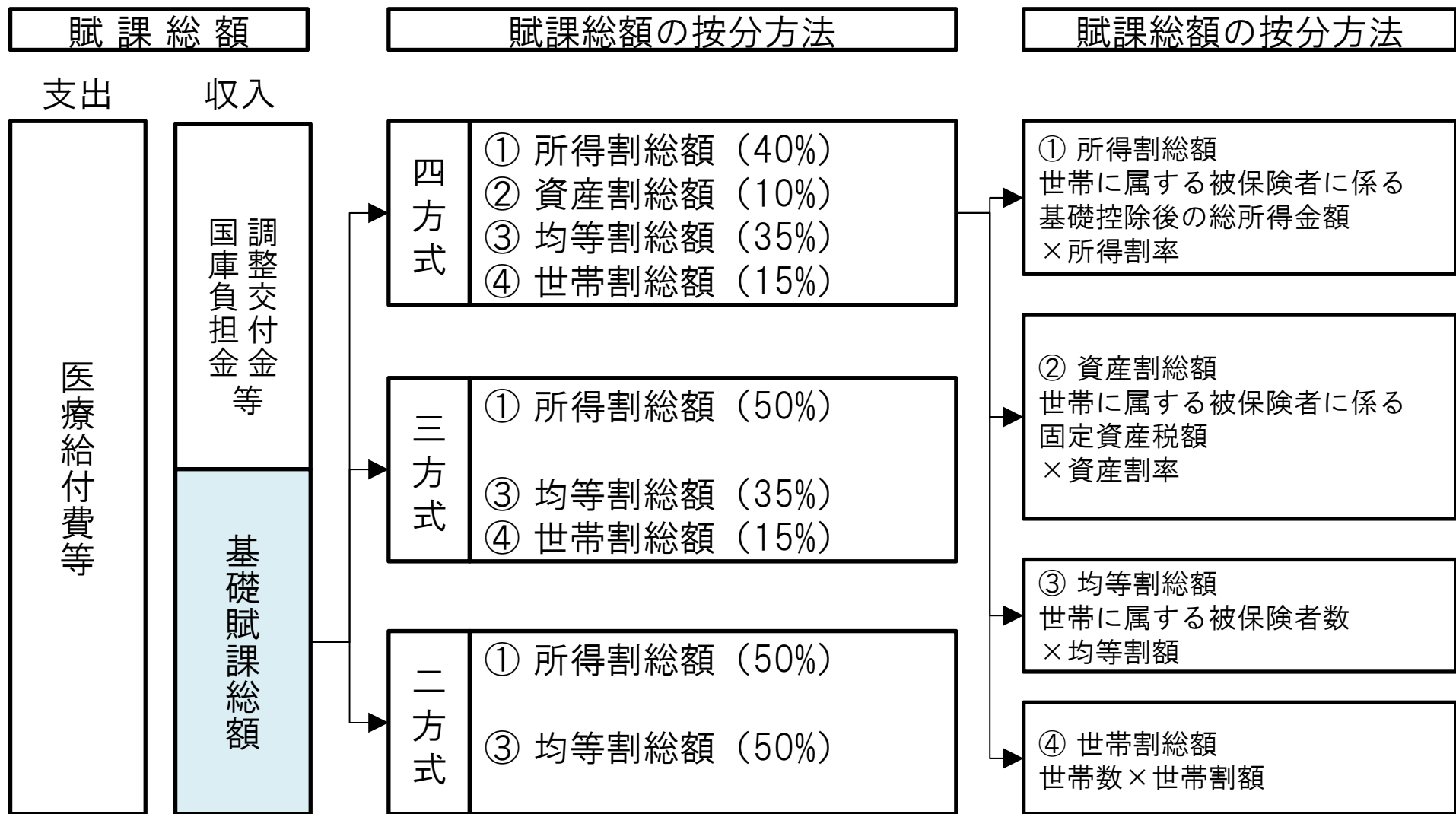
## 国民健康保険料の概要

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料により賄うこととされている。
- 国民健康保険の保険料については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 低所得等の事情のある被保険者については、応益分を軽減（7割、5割、2割）する制度を設けている。





## 保険料賦課基準（基礎賦課総額の場合）



※ 所得割総額の所得割算定方式は、旧ただし書方式の場合

## 賦課方式別保険者数

(平成21年度末現在)

区 分	保 険 者 数	保険者数による 構成比 (%)
四方式	1, 1 8 6	7 2. 2
三方式	4 0 6	2 4. 7
二方式	5 1	3. 1
合 計	1, 6 4 3	1 0 0. 0

※1 不均一課税の保険者（80保険者）を除く。

※2 計数は、四捨五入によっているので、端数において合致しないものがある。

※3 「平成21年度国民健康保険事業年報」より。

## 保険料軽減措置の対象

減額割合	所得要件
7割	33万円以下
5割	33万円＋（世帯主を除く被保険者数）×24.5万円以下
2割	33万円＋（被保険者数）×35万円以下

## 1. 賦課対象となる所得

- 国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得の合計額に対して賦課する。
- 賦課対象となる所得の範囲は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした額。

賦課対象となる所得

||

総所得金額

… 利子所得 ・ 配当所得 ・ 不動産所得 ・ 事業所得 ・ 給与所得 ・ 譲渡所得 ・ 雑所得 ・ 一時所得

+

山林所得金額

+

他の所得と区分して計算される所得の金額

… 長期譲渡所得の金額 ・ 短期譲渡所得の金額 等

## 2. 所得の把握方法

- 国民健康保険料については、地方税法に定める総所得金額等を算定の基礎としているため、市町村の税担当部局への照会により、所得の把握を行っている。
- 地方税法に定める所得がない世帯については、所得割保険料は賦課されず、応益割保険料のみ賦課される。応益割保険料については、減額して賦課される(7割軽減)。
- 「未申告者」の属する世帯については、その所得が不詳であることから減額賦課の対象とはならない。

## 1. 制度概要

○ 保険者は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免、又はその徴収猶予が可能。（国保法第77条、地方税法第717条）

- ・ 制度有市町村（平成23年度）：1,705（全保険者の99%）
- ・ 実績（平成22年度）：63万件、240億円

## 2. 減免の基準

○ 国において示す国民健康保険条例参考例等を参考に、各保険者において条例で規定。

※国民健康保険条例参考例（抄）

（保険料の減免）

第二十七条 市（区、町、村）長（管理者）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 二 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
  - イ 被保険者の資格を取得した日において、六十五歳以上である者
  - ロ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
    - (1) ～ (5)（略）

（注）減免の費用は原則保険者負担。ただし、減免額が保険料総額の3%以上の保険者には特別調整交付金で減免額の80%を交付。

- 普通徴収による納付
  - ・ 納付書による金融機関、コンビニ等での窓口納付
  - ・ 口座振替による納付。
- 特別徴収による納付
  - ・ 世帯内の国民健康保険の被保険者が65歳から74歳までだけの世帯については、原則として世帯主の受給している年金からの引落としにより納付。  
ただし、世帯主から申出があった場合、口座振替も可能。

### <納付方法別の世帯割合>

(平成22年度)

	普通徴収			特別徴収
	納付組織	口座振替	自主納付	
世帯割合	1.50%	40.32%	48.64%	9.53%
収納率	90.99%	95.12%	63.92%	99.88%

## 短期被保険者証の概要

- 通常の被保険者証と比較して有効期限の短い被保険者証を発行することを通じて、保険者(市町村)が保険料未納者との接触の機会を増やし、市町村の窓口で保険料納付などを直接働きかけることにより、保険料の適正な収納を図る。
- 国民健康保険法(※)で定めており、発行するか否かは市町村の判断。
- 通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能。

(※) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号) (抄)

(届出等)

第九条 (略)

2～9 (略)

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)を滞納している世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)及びその世帯に属する被保険者、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯の世帯主又はその世帯に属する被保険者の被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

11～15 (略)

## 1. 制度の趣旨

- 被保険者間の負担の公平化を図るとともに、保険者(市町村)が保険料滞納者と接触する機会を確保し、保険料の適正な収納を図る。

## 2. 制度の仕組み

- ① 通常、滞納が発生した場合には、納付相談を行う中で、保険料の減免の検討を行う。  
また、どうしても支払が困難な者については、生活保護の申請の援助等を行う。  
(注) 低所得者に対しては、7割、5割、2割の保険料軽減措置を講じている。
- ② 事業の休廃止や病気等保険料を納付することができない特別の事情(☆)がないにもかかわらず、1年以上保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するため、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行う。

※ 資格証明書の交付を受けた方は、医療機関の窓口において、医療費を全額負担し、その後、市町村の窓口で保険の請求を行うこととなる。

(注) 基本的に、世帯主に資格証明書が交付されると、世帯の被保険者全員に資格証明書が交付されるが、高校生以下の被保険者については、資格証明書は交付されない。(6月以上の短期証を交付する。)

### ☆特別の事情

- ・ 世帯主がその財産につき災害又は盗難にかかったこと
- ・ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したこと
- ・ 世帯主がその事業を廃止し又は休止したこと
- ・ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと
- ・ 以上の事項と類する事由があったこと



## 1. 保険料

地方自治法の「歳入」に当たる。

(国民健康保険法第79条の2)



歳入は地方税法の滞納処分の例により処分。

(地方自治法第231条の3第3項)



地方税法が適用。

(滞納処分の規定：督促・差押等)



国税徴収法を準用

(滞納処分の規定：その他の滞納処分に係る規定)

## 2. 保険税

地方税法が適用。

(第728条：督促・差押等)



国税徴収法を準用。

(滞納処分の規定：その他の滞納処分に係る規定)

# 保険料の都道府県内格差（平成21年度）

	保険者別1人当たり保険料（税）調定額				都道府県別1人当たり保険料（税）調定額		
	最大		最小	格差	調定額	順位	
北海道	猿払村	133,682	上川町	53,376	2.5倍	83,673	20
青森県	東通村	95,572	鶴田町	52,792	1.8倍	77,828	33
岩手県	矢巾町	86,281	岩泉町	48,396	1.8倍	73,023	41
宮城県	富谷町	109,641	七ヶ宿町	49,825	2.2倍	84,600	16
秋田県	大潟村	123,405	鹿角市	51,975	2.4倍	76,233	38
山形県	南陽市	97,974	西川町	61,382	1.6倍	80,966	26
福島県	泉崎村	94,338	只見町	45,856	2.1倍	79,475	28
茨城県	境町	106,118	東海村	56,938	1.9倍	87,182	11
栃木県	西方町	112,838	那珂川町	65,193	1.7倍	93,965	1
群馬県	太田市	106,562	上野村	56,533	1.9倍	92,109	2
埼玉県	所沢市	106,630	小鹿野町	58,472	1.8倍	89,939	5
千葉県	富津市	102,443	成田市	71,838	1.4倍	88,281	8
東京都	千代田区	113,554	三宅村	40,506	2.8倍	81,379	25
神奈川県	箱根町	106,427	座間市	79,249	1.3倍	87,550	9
新潟県	粟島浦村	100,320	津南町	54,584	1.8倍	77,019	35
富山県	黒部市	98,896	立山町	74,768	1.3倍	83,681	19
石川県	野々市町	102,023	川北町	74,054	1.4倍	89,484	6
福井県	あわら市	88,849	池田町	55,069	1.6倍	76,255	37
山梨県	鳴沢村	106,501	小菅村	60,460	1.8倍	85,312	15
長野県	山形村	100,507	大鹿村	39,113	2.6倍	78,131	32
岐阜県	美濃加茂市	102,235	飛騨市	63,559	1.6倍	86,374	12
静岡県	浜松市	102,169	川根本町	57,545	1.8倍	90,442	4
愛知県	高浜市	106,092	豊根村	47,057	2.3倍	91,211	3
三重県	桑名市	106,654	御浜町	57,497	1.9倍	88,860	7

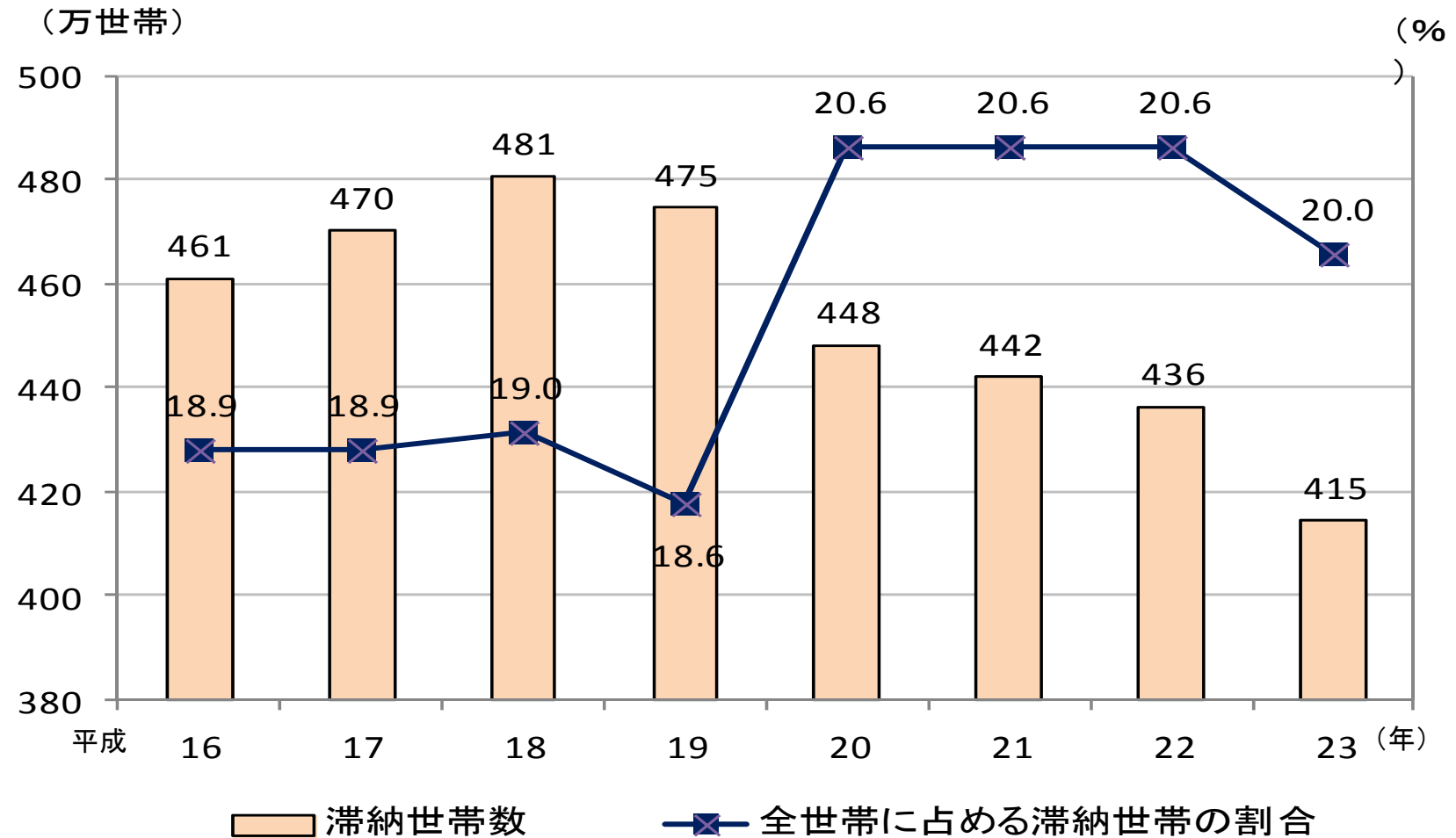
	保険者別1人当たり保険料（税）調定額				都道府県別1人当たり保険料（税）調定額		
	最大		最小	格差	調定額	順位	
滋賀県	栗東市	109,290	甲良町	66,059	1.7倍	87,347	10
京都府	精華町	95,852	伊根町	47,585	2.0倍	78,588	30
大阪府	大阪狭山市	102,520	田尻町	74,472	1.4倍	83,393	21
兵庫県	南あわじ市	95,098	新温泉町	55,458	1.7倍	83,125	23
奈良県	平群町	109,756	下北山村	46,187	2.4倍	85,968	13
和歌山県	有田川町	88,594	古座川町	45,353	2.0倍	78,321	31
鳥取県	北栄町	80,369	岩美町	58,100	1.4倍	72,107	43
島根県	斐川町	94,911	邑南町	52,969	1.8倍	74,081	39
岡山県	笠岡市	93,193	美咲町	56,022	1.7倍	84,545	17
広島県	坂町	91,979	世羅町	62,461	1.5倍	82,570	24
山口県	防府市	94,500	阿武町	58,662	1.6倍	85,915	14
徳島県	徳島市	95,569	那賀町	58,634	1.6倍	79,343	29
香川県	多度津町	107,347	綾川町	65,965	1.6倍	83,157	22
愛媛県	四国中央市	88,649	西予市	54,669	1.6倍	73,764	40
高知県	高知市	82,119	三原村	42,018	2.0倍	72,714	42
福岡県	新宮町	91,587	添田町	53,708	1.7倍	76,427	36
佐賀県	基山町	101,124	玄海町	66,471	1.5倍	84,026	18
長崎県	大村市	85,583	小値賀町	51,084	1.7倍	71,631	44
熊本県	あさぎり町	92,636	天草市	56,132	1.7倍	77,133	34
大分県	臼杵市	92,565	姫島村	53,102	1.7倍	79,626	27
宮崎県	川南町	94,989	日之影町	55,128	1.7倍	71,033	45
鹿児島県	南種子町	85,188	伊仙町	36,076	2.4倍	69,714	46
沖縄県	北谷町	67,000	伊平屋村	30,907	2.2倍	54,034	47

**1人当たり保険料（税）全国平均：83,204円**

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。  
 (注2) 被保険者数は3～2月の年度平均を用いて計算している。  
 (※)平成21年度 国民健康保険事業年報を基に作成



## 保険料の滞納世帯数の推移

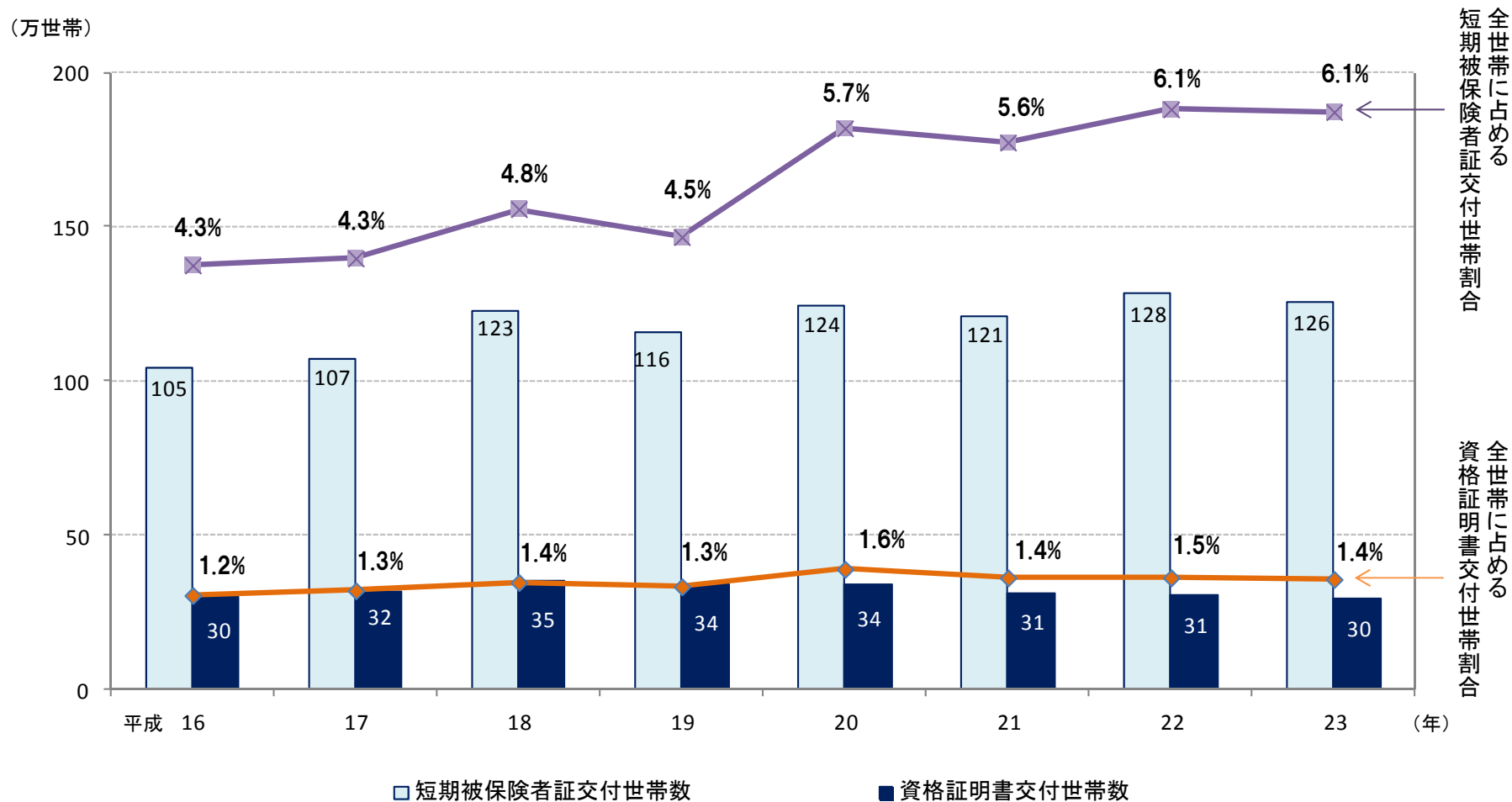


(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注1) 各年6月1日現在の状況

(注2) 平成23年は速報値

## 短期被保険者証・資格証明書交付世帯の推移



(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ  
 (注1) 各年6月1日現在の状況  
 (注2) 平成23年は速報値

## 滞納処分件数の推移

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	延べ差押数 (件数)	差押金額 (百万円)	延べ差押数 (件数)	差押金額 (百万円)	延べ差押数 (件数)	差押金額 (百万円)	延べ差押数 (件数)	差押金額 (百万円)	延べ差押数 (件数)	差押金額 (百万円)
(括弧内は対前年度増加率)	95,228 (23.3%)	38,969 (30.4%)	120,525 (26.6%)	45,409 (16.5%)	164,369 (36.4%)	56,397 (24.2%)	185,420 (12.8%)	65,736 (16.6%)	187,328 (1.0%)	73,363 (11.6%)

(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告[国民健康保険課調べ]

(注1) 延べ差押数は、差押えた物件の数であり、1世帯で2つの物件を差し押さえた場合は2件と計算している。

(注2) 差押金額は、差し押えに係る債権額(滞納保険料(税)額等)である。

(注3) 平成22年度は、速報値である。

# 保険料収納対策等の実施状況

## 1. 収納対策

### (1) 収納対策に関する要綱の策定状況

	平成23年3月末現在	
	保険者数	割合
要綱(緊急プラン、収納マニュアル等)の策定保険者	721	41.9%

### (2) 収納体制の強化

	平成22年度	
	保険者数	割合
①税の専門家の配置(嘱託等含む)	332	19.3%
②収納対策研修の実施	824	47.9%
③連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	89	5.2%

### (3) 徴収方法改善等の実施状況

	平成22年度	
	保険者数	割合
①口座振替の原則化	328	19.1%
②マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	24	1.4%
③多重債務相談の実施	581	33.8%

### (4) 滞納処分の実施状況

	平成22年度	
	保険者数	割合
①滞納処分件数	差押数(件数)	187,328
	差押金額(億円)	734
②財産調査の実施	1,561	90.8%
③差押えの実施	1,534	89.2%
④搜索の実施	681	39.6%
⑤インターネット公売の活用	639	37.2%

## 2. 国民年金被保険者情報の活用状況

	平成22年度	
	保険者数	割合
①日本年金機構との覚書の締結状況	533	31.0%
②職権喪失の実施状況(2月の通知に基づき職権喪失を実施)	251	14.6%

## 3. 医療費適正化対策の実施状況

	平成22年度	
	保険者数	割合
①頻回・重複受診者への訪問指導の実施状況	856	49.8%
②柔道整復療養費についての患者調査の実施	161	9.4%

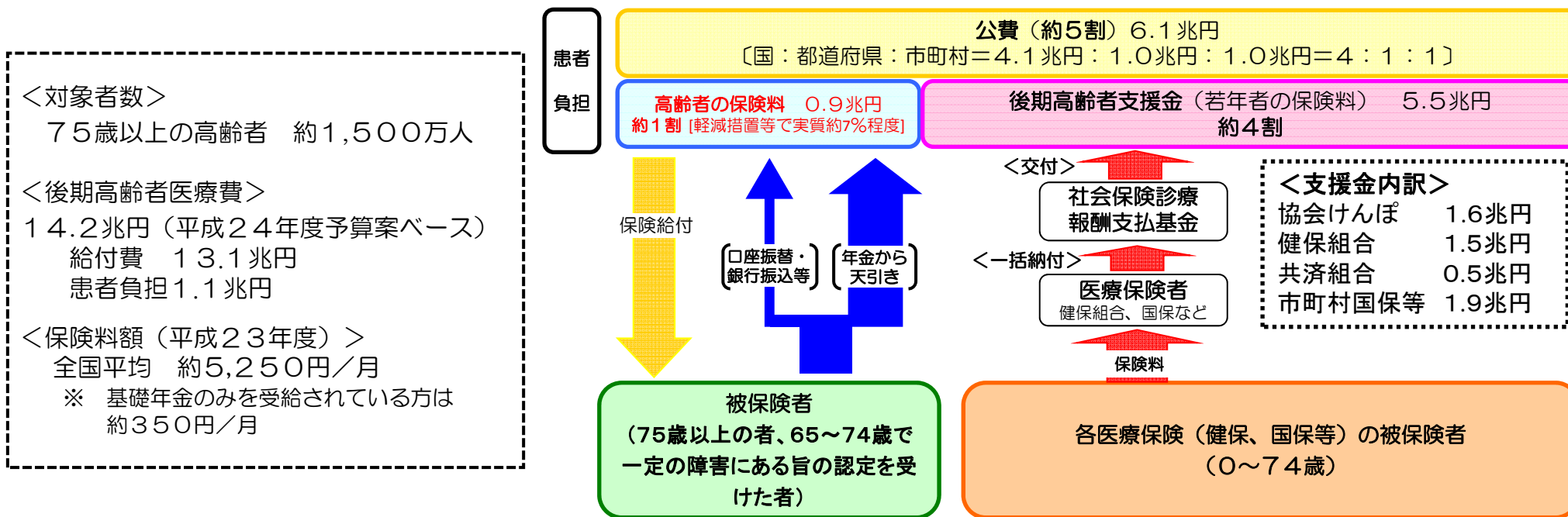
## 4. 後期高齡者医療制度



## 後期高齢者医療の保険料

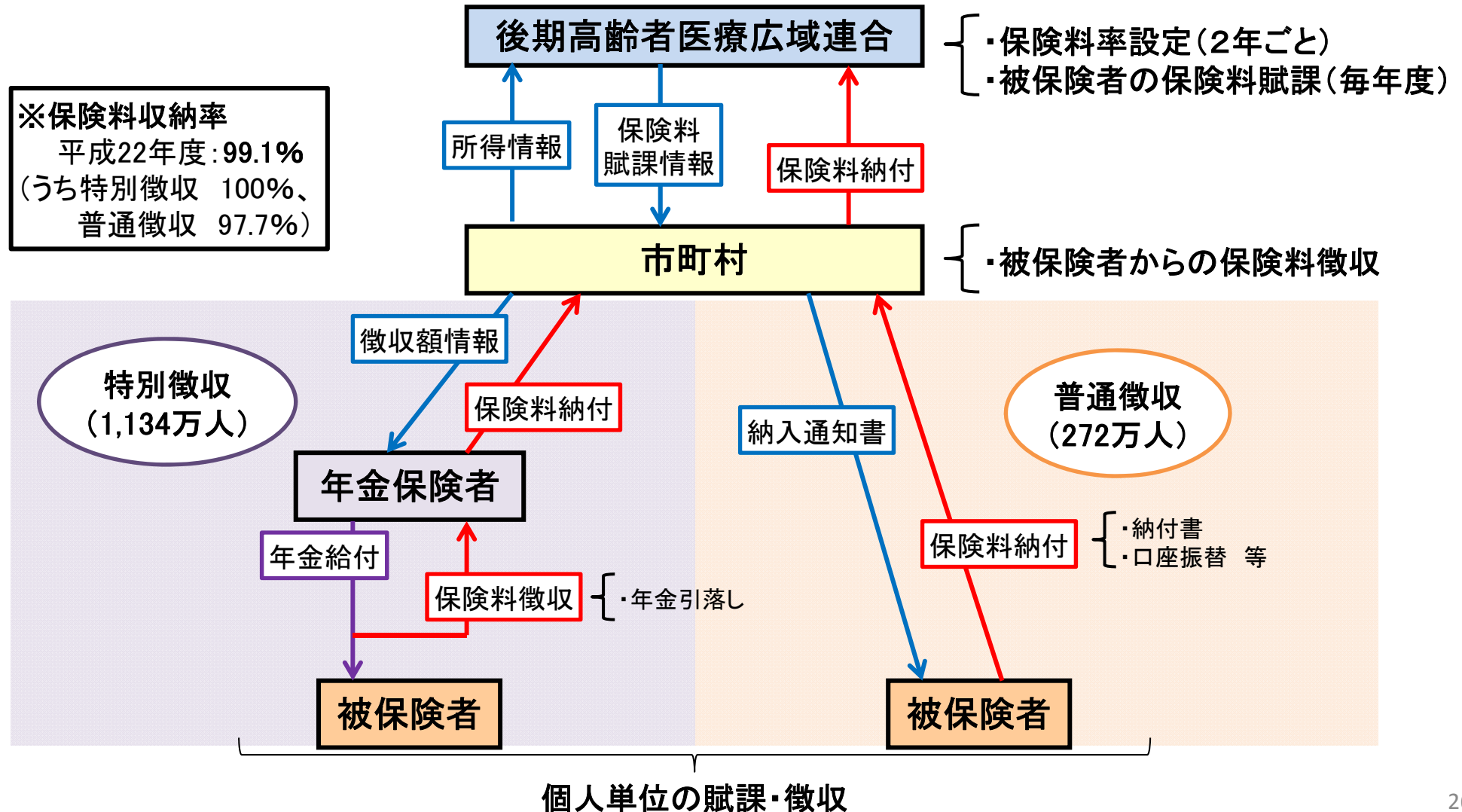
- 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から施行。
  - 後期高齢者医療制度では、被保険者は、医療給付費の約1割を保険料で負担する。
  - 保険料率は、運営主体である後期高齢者医療広域連合が都道府県内均一の料率を2年ごとに設定する。
- ※ 保険料率は、被保険者均等割額と所得割率の2方式。

【全市町村が加入する広域連合が運営主体】

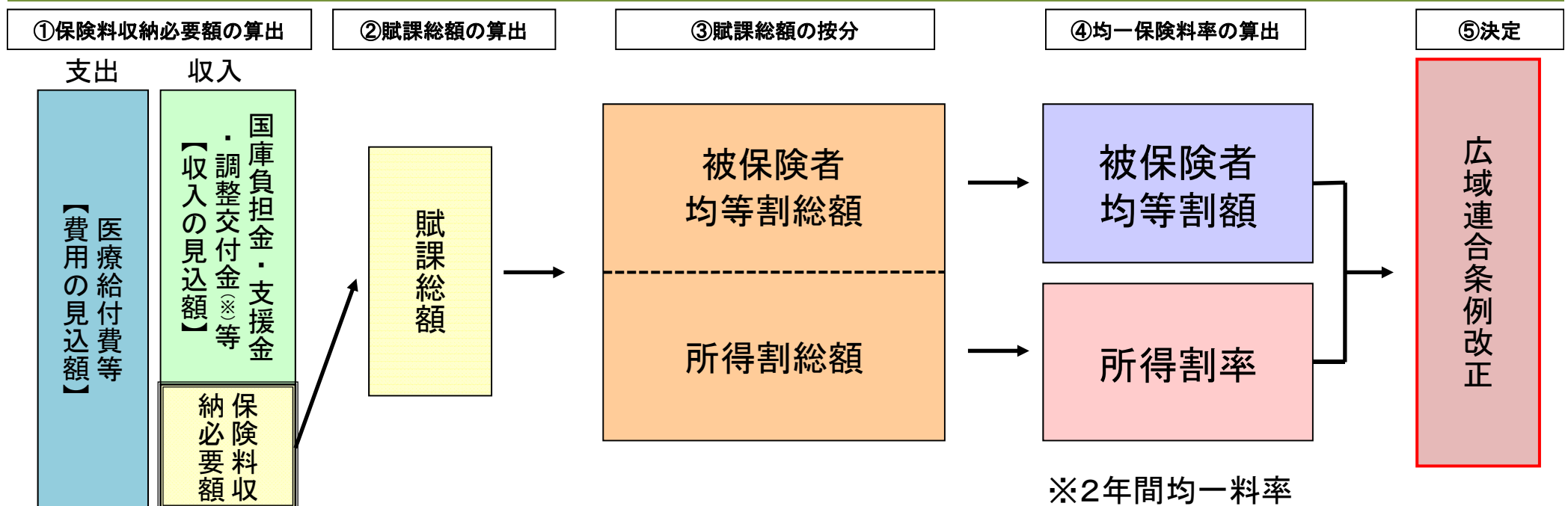


## 後期高齢者医療保険料の賦課・徴収の流れ

- 後期高齢者医療の保険料の賦課は、毎年度、後期高齢者医療広域連合が行う。(個人単位)
  - 被保険者からの保険料の徴収は市町村が担い、徴収した保険料を広域連合に納付する。
- ※ 保険料の徴収方法は原則特別徴収であるが、普通徴収の方法を選択することも可能。



## 後期高齢者医療の保険料率算定の流れ



## 【算定の詳細】

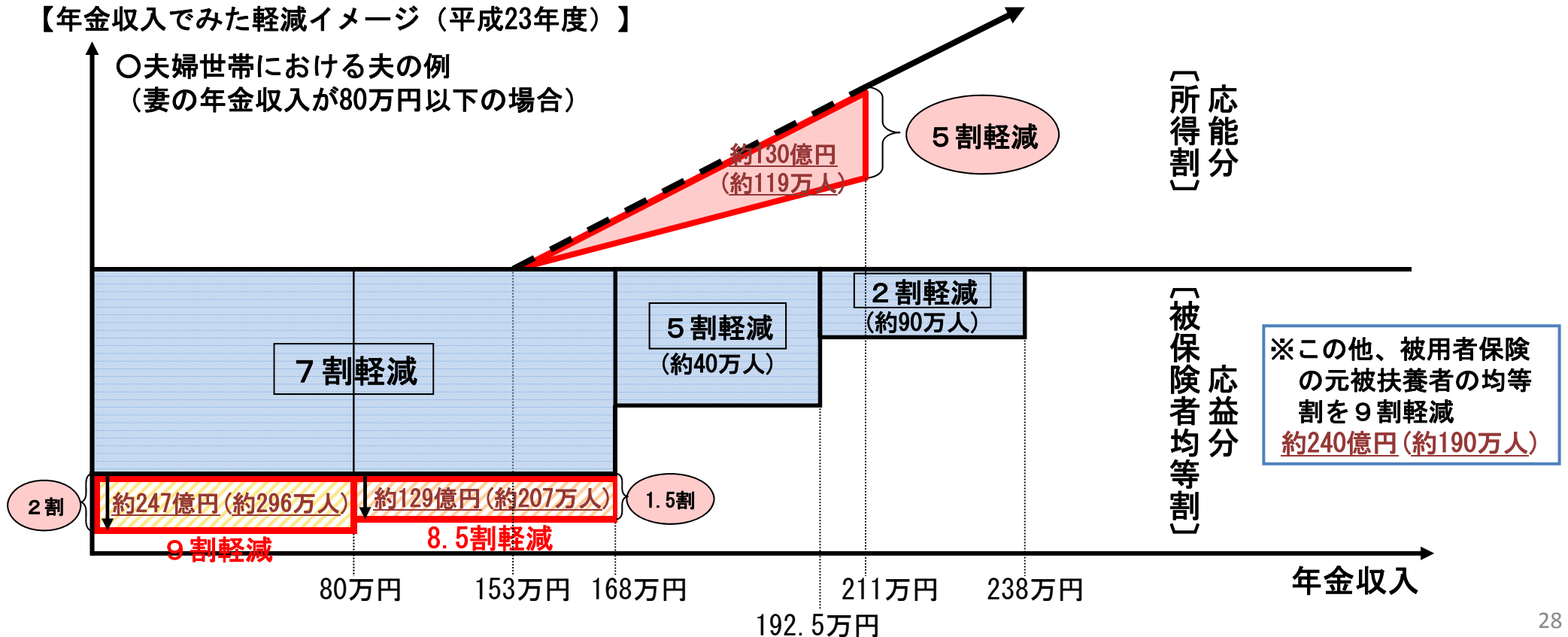
- ① 保険料収納必要額＝費用の見込額－収入の見込額
  - 費用の見込額・収入の見込額の算出に係る医療給付費・被保険者数の伸び率等については、国が示す基準値を参考に各広域連合が設定する。
- ② 賦課総額＝保険料収納必要額÷予定保険料収納率
  - 予定保険料収納率については、各広域連合が、過去の区域内の市町村の保険料収納率の実績等を基に設定する。
- ③ 賦課総額を均等割総額と所得割総額に按分
  - 被保険者均等割総額：所得割総額＝1：所得係数
  - 所得係数＝広域連合における被保険者一人当たり所得÷全国被保険者一人当たり所得
- ④ 被保険者均等割額＝被保険者均等割総額÷被保険者数  
 所得割率＝所得割総額÷全ての被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額
- ⑤ 新たな均等割額と所得割率を定める条例改正案を広域連合議会へ提出。

※調整交付金 …… 国費の1/4は調整交付金(普通調整交付金・特別調整交付金)として交付されるが、その所得調整機能(普通調整交付金が、一人当たり所得の大きい広域連合に少なく、一人当たり所得の小さい広域連合に多く交付される)により、同じ医療給付費水準で同じ所得水準であれば、同じ保険料水準となる。

## 後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料軽減

- 制度施行時(制度本則)は、国保と同様、均等割7割・5割・2割軽減のみ。
- 平成20年6月の政府・与党決定に基づき、
  1. 平成20年度から、所得割を負担する方のうち、所得の低い(旧ただし書所得58万円まで:具体的には年金収入153万円から211万円まで)方の「5割軽減」を設けた。
  2. 平成20年度は、均等割7割軽減を受ける方は、一律8.5割軽減とした。
  3. 平成21年度から、均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合の「9割軽減」を設けた。
- 均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減については、負担の増加を回避するため、平成21年度以降においても継続することとし、毎年度の予算措置(約500億円)により対応している。

### 【年金収入でみた軽減イメージ(平成23年度)】



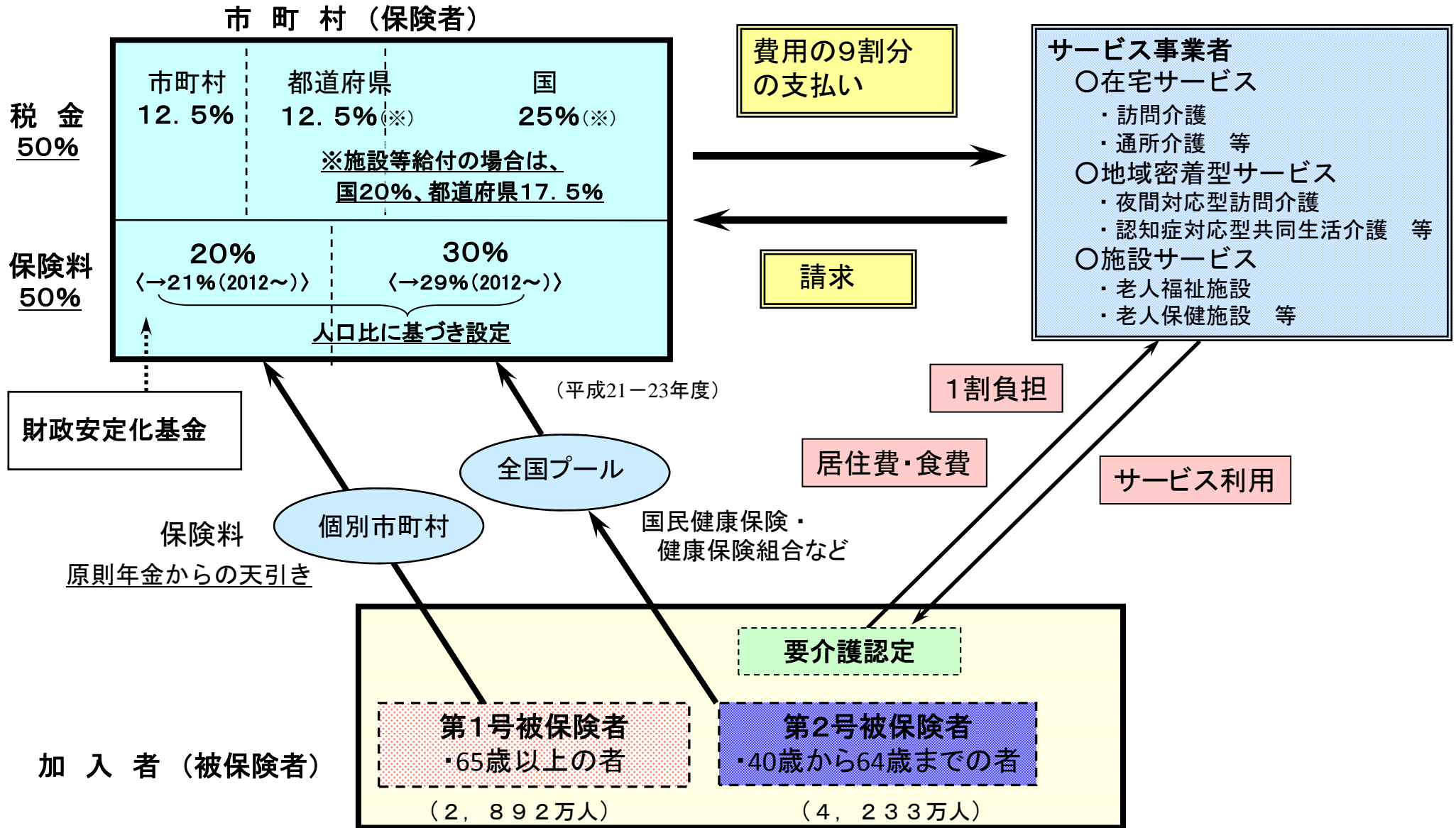
## 後期高齢者医療制度の平成22年度及び23年度の保険料率等

	均一保険料率		被保険者一人当たり 保険料額(年額:円)	収入別の保険料額の例 (年額:円)	
	平成22年度・23年度			平成22年度・23年度	
	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	平成22年度	基礎年金 受給者 (年金収入79万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年金収入201万円)
北海道	44,192	10.28	65,237	4,400	60,000
青森県	40,514	7.41	39,834	4,000	50,100
岩手県	35,800	6.62	38,117	3,500	44,500
宮城県	40,020	7.32	53,612	4,000	49,500
秋田県	38,925	7.18	37,499	3,800	48,300
山形県	38,400	7.12	39,999	3,800	47,800
福島県	40,000	7.60	45,270	4,000	50,200
茨城県	37,462	7.60	49,988	3,700	48,200
栃木県	37,800	7.18	48,997	3,700	47,400
群馬県	39,600	7.36	51,606	3,900	49,300
埼玉県	40,300	7.75	71,848	4,030	50,840
千葉県	37,400	7.29	65,823	3,700	47,400
東京都	37,800	7.18	87,138	3,700	47,400
神奈川県	39,260	7.42	85,292	3,920	49,210
新潟県	35,300	7.15	43,205	3,500	45,400
富山県	40,800	7.50	54,518	4,000	50,600
石川県	45,240	8.26	59,134	4,524	56,016
福井県	43,700	7.90	53,977	4,300	53,900
山梨県	38,710	7.28	46,381	3,870	48,440
長野県	36,225	6.89	47,360	3,600	45,500
岐阜県	39,310	7.39	54,407	3,900	49,100
静岡県	36,400	7.11	59,838	3,600	46,100
愛知県	41,844	7.85	76,062	4,100	52,300
三重県	36,800	6.83	49,280	3,680	45,832

	均一保険料率		被保険者一人当たり 保険料額(年額:円)	収入別の保険料額の例 (年額:円)	
	平成22年度・23年度			平成22年度・23年度	
	被保険者 均等割額 (円)	所得割率 (%)	平成22年度	基礎年金 受給者 (年金収入79万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年金収入201万円)
滋賀県	38,645	7.18	56,039	3,864	48,148
京都府	44,410	8.68	71,686	4,441	56,360
大阪府	49,036	9.34	80,089	4,903	61,644
兵庫県	43,924	8.23	70,890	4,392	54,891
奈良県	40,800	7.70	63,991	4,000	51,100
和歌山県	42,649	7.91	49,793	4,200	53,100
鳥取県	40,773	7.71	47,537	4,000	51,100
島根県	39,670	7.35	43,576	3,960	49,370
岡山県	44,000	8.55	59,202	4,400	55,700
広島県	41,791	7.53	62,707	4,179	51,504
山口県	46,241	8.73	64,386	4,624	57,944
徳島県	43,990	8.03	47,910	4,300	54,400
香川県	47,200	8.81	62,781	4,700	58,900
愛媛県	41,227	7.84	49,149	4,120	51,790
高知県	48,931	8.94	52,810	4,893	60,600
福岡県	52,213	9.87	74,673	5,220	65,450
佐賀県	47,400	8.80	53,470	4,700	59,000
長崎県	42,400	7.80	49,472	4,200	52,600
熊本県	47,000	9.03	51,641	4,700	59,200
大分県	47,100	8.78	52,671	4,700	58,700
宮崎県	42,500	7.55	42,592	4,200	52,100
鹿児島県	45,900	8.63	44,200	4,500	57,400
沖縄県	48,440	8.80	54,577	4,844	59,872
全国	41,700	7.88	63,093	4,170	52,300

# 5. 介護保険制度

# 介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成21年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成21年度末現在の数である。  
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成21年度内の月平均値である。

## 介護保険制度の被保険者（加入者）

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

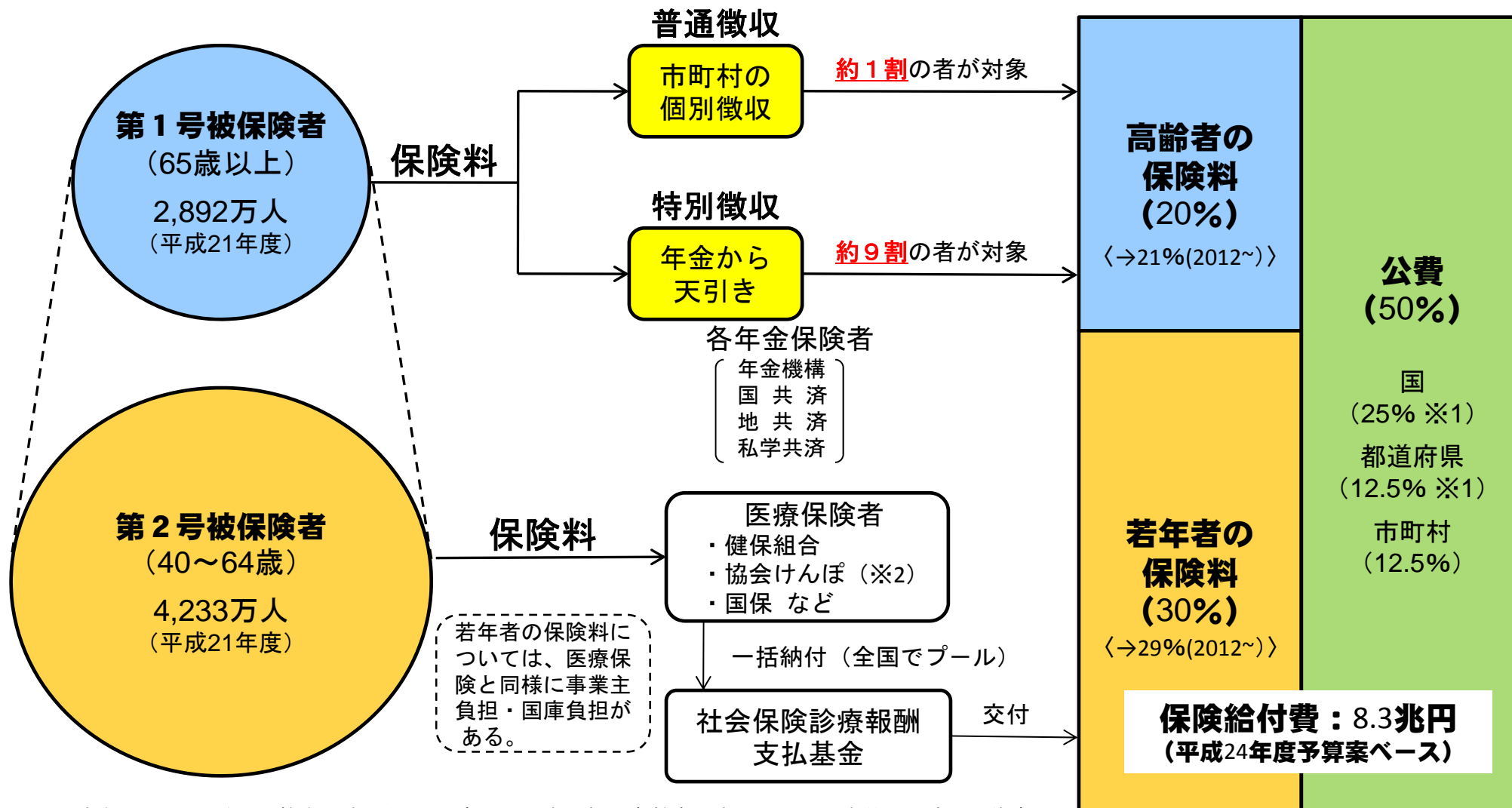
	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	2,892万人 (65～74歳:1,514万人 75歳以上:1,377万人)	4,233万人
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態)</li> <li>・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)</li> </ul>	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護(要支援)認定者数と被保険者に占める割合	470万人(16.2%) ( 65～74歳: 64万人(4.2%) 75歳以上: 405万人(29.4%) )	15万人(0.4%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

(注) 第1号被保険者及び要介護(要支援)認定者の数は、「平成21年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成21年度末現在の数である。  
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成21年度内の月平均値である。



# 介護保険における保険料徴収の仕組み

○ 介護保険の給付費の50%を65歳以上の高齢者(第1号被保険者)と40~64歳(第2号被保険者)の人口比で按分し、保険料をそれぞれ賦課。



※1 国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減。

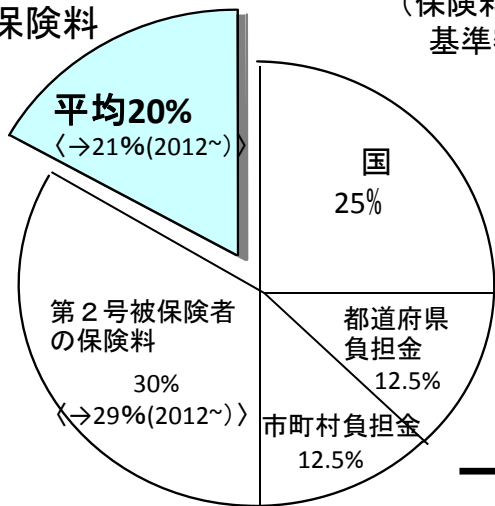
施設等給付費(都道府県が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費)は国20%、都道府県17.5%。

※2 保険料の徴収の業務は、日本年金機構において厚生年金保険業務と一体的に実施。

## 介護保険の保険料（第1号被保険者）

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約20%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）

第1号被保険者の保険料



(保険料  
基準額×)



市町村民税本人非課税

市町村民税本人課税

月4,160円(平成21~23年度の全国平均)

段階	課税状況	収入
第1段階	市町村民税本人非課税	生活保護受給者
第2段階	市町村民税本人非課税	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等
第3段階	市町村民税本人非課税	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円超等
第4段階	市町村民税本人非課税	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)
第5段階	市町村民税本人課税	市町村民税課税かつ基準所得金額200万円未満
第6段階	市町村民税本人課税	市町村民税課税かつ基準所得金額200万円以上

被保険者数  
(割合)

74万人  
(3%)

466万人  
(16%)

331万人  
(11%)

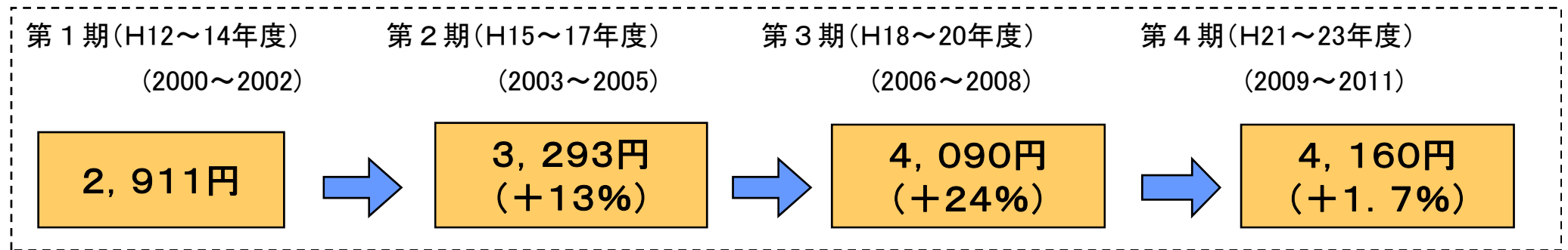
897万人  
(31%)

492万人  
(17%)

625万人  
(22%)

## 第1号被保険者の保険料額

## ○保険料(全国平均の月額)の推移



## ○保険料(全国平均の月額)の分布(平成21年度)

区 分		保 険 者 数	
2,001円以上	～ 2,500円以下	5	(0.3%)
2,501円以上	～ 3,000円以下	53	(3.3%)
3,001円以上	～ 3,500円以下	217	(13.3%)
3,501円以上	～ 4,000円以下	559	(34.3%)
4,001円以上	～ 4,500円以下	504	(31.0%)
4,501円以上	～ 5,000円以下	230	(14.1%)
5,001円以上	～ 5,500円以下	47	(2.9%)
5,501円以上	～ 6,000円以下	13	(0.8%)
6,001円以上	～	0	(0.0%)
合 計		1,628	

# 保険料基準額算定の流れ

$$\text{基準額} = \frac{\text{保険料収納必要額 (①)}}{\text{予定保険料収納率 (②)}} \div \text{補正第1号被保険者数 (③)}$$

## ① 保険料収納必要額

給付費等の見込額

－

国・都道府県・市町村の負担金、  
介護給付費交付金  
(第2号保険料)等の見込額

## ② 予定保険料収納率

特別徴収見込保険料は全額徴収、普通徴収見込保険料の収納率は過去の実績等をもとに見込む

## ③ 補正第1号被保険者数

所得段階別の被保険者見込数

×

所得段階別の基準額  
に対する割合

## 介護保険料額の算定に当たり活用する所得

### 1. 保険料額の算定に当たり活用する所得

- 介護保険の第1号被保険者一人ひとりに対して賦課する。
- 保険料額の算定に当たり活用する所得の範囲は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額及び公的年金等の収入金額の合計額であり、加えて、被保険者の属する世帯の市町村民税課税状況に応じて保険料額が決定される。

賦課対象となる所得

||

合計所得金額

被保険者の属する世帯が市町村民税非課税の場合

合計所得金額

+

公的年金等の収入金額

### 2. 所得の把握方法

- 介護保険料については、地方税法に定める合計所得金額を算定の基礎としているため、市町村の税担当部局への照会により、所得の把握を行っている。

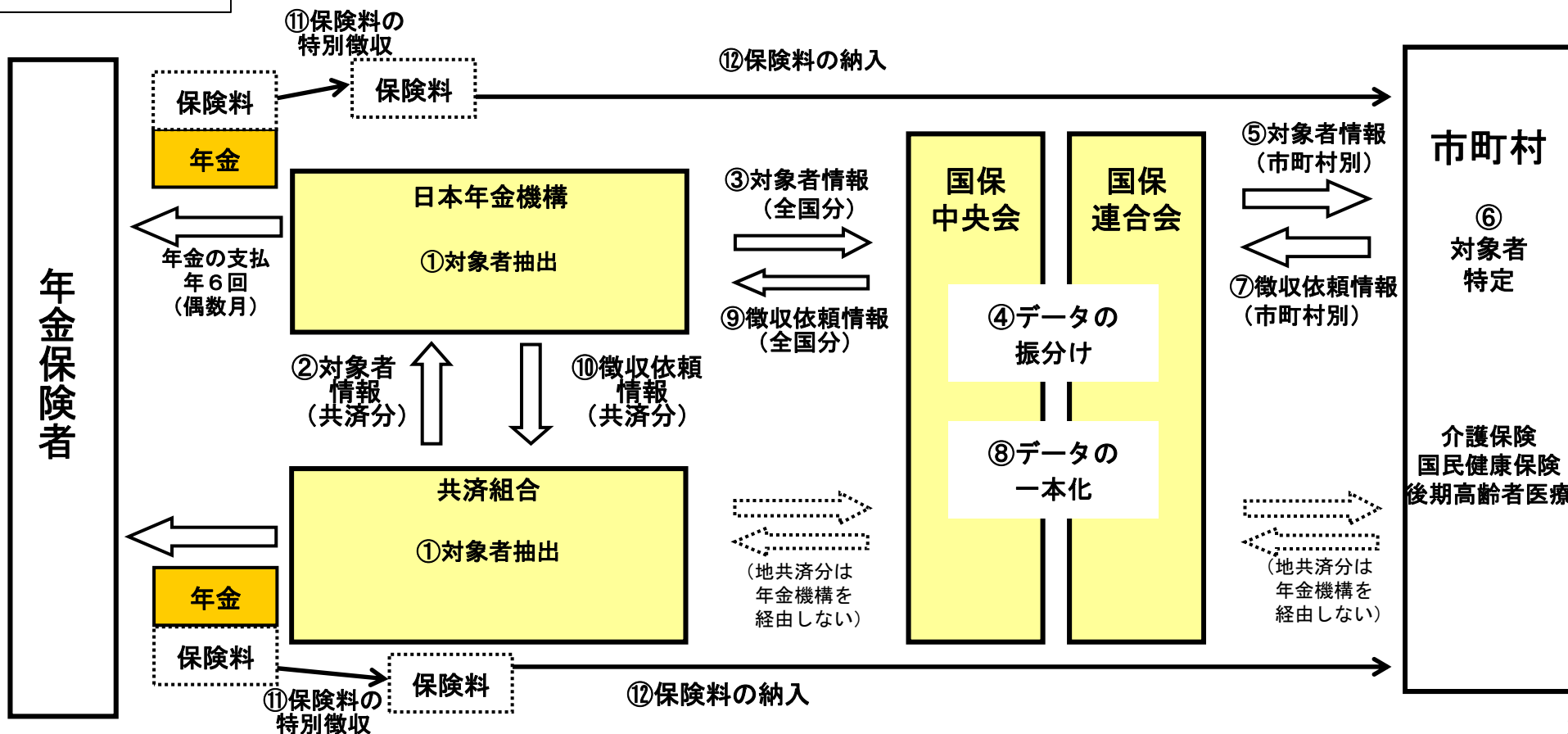
## 第1号被保険者からの保険料徴収（特別徴収）

○ 年額18万円以上の年金受給者に対し、年金支払の際に介護保険料を源泉徴収。

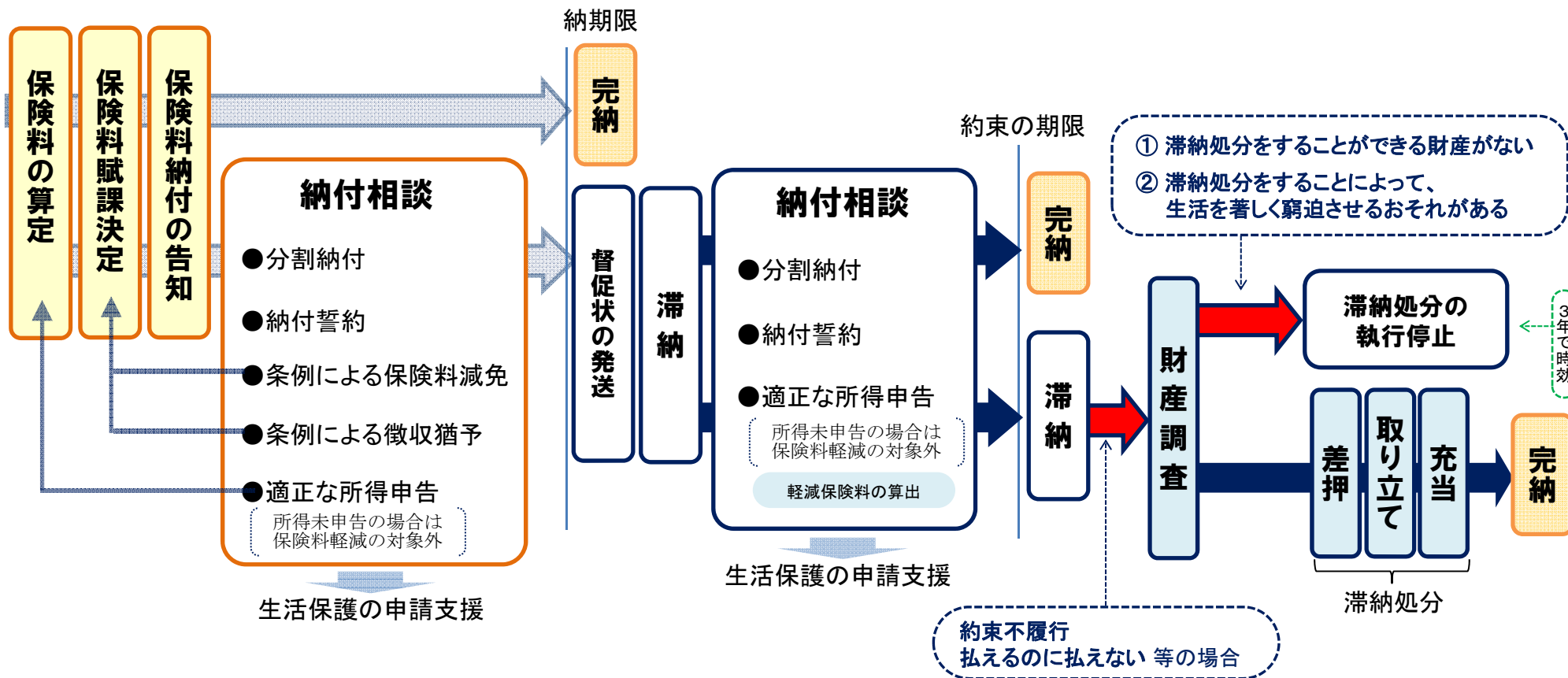
**対象年金** ・ 老齢基礎年金 ・ 旧法の老齢年金・退職年金 ・ 障害年金・遺族年金

**対象者数** ・ 約2,545万人(1号被保険者(2,892万人)の約88%)【平成22年4月時点】

### 徴収事務の流れ



# 第1号被保険者からの保険料の徴収業務の流れ



## 収納率

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
98.2%	98.2%	98.3%	98.3%	98.3%

※ 第2号保険料については、過去未納・滞納が発生していない。

被保険者間の負担の公平の観点から、第1号保険料滞納者に対して、下記の措置を講じている。

### （保険料滞納者の保険給付の取扱い）

#### ○1年間滞納した場合：保険給付の償還払い化（法第66条）

滞納中の被保険者が介護サービスを受けた場合、サービス提供者に一旦、利用料の全額を支払い、後で市町村窓口で9割分の支払いを受ける。

#### ○1年6か月間滞納した場合：保険給付の支払の一時差止（法第67条）

- ・滞納中の被保険者に係る保険給付の全部又は一部を差し止める。
- ・さらに滞納が続く場合、予め被保険者に通知して、一時差止額から滞納保険料を控除することができる。

### （保険料未納者の保険給付の特例）

#### ○未納によって時効消滅した保険料がある場合

：保険給付の減額、高額介護サービス費の不支給（法第69条）

- ・未納期間に応じて、①保険給付を通常の9割から7割に引き下げるとともに、  
②高額介護サービス費を支給しない。

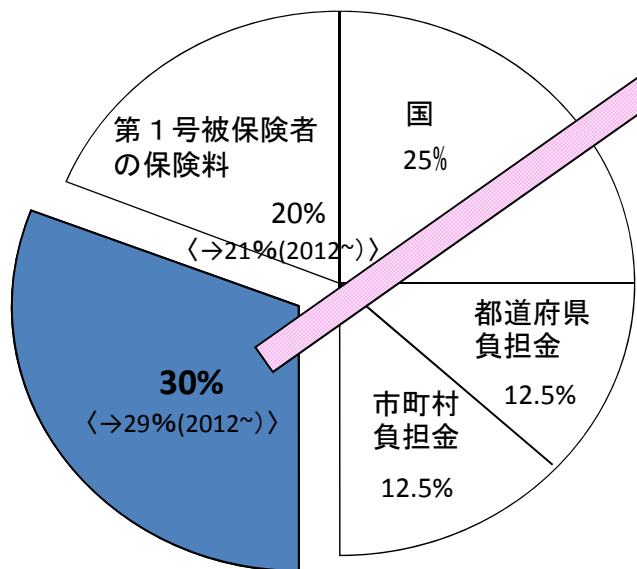


# 介護保険の保険料（第2号被保険者）

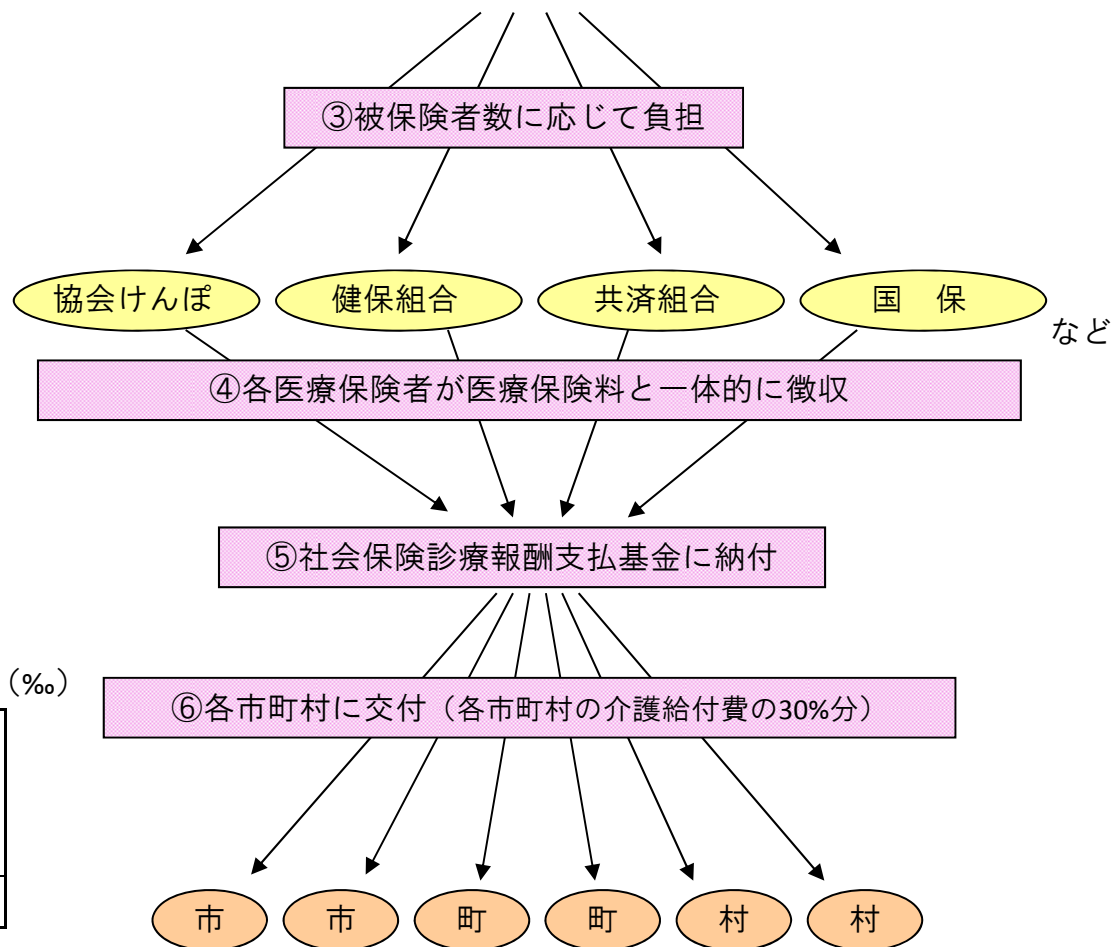
- 40~64歳（第2号被保険者）については、各医療保険者を通じて保険料を徴収。
- 全国ベースで第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算し、これを各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組み。

①第2号被保険者（40~64歳）は給付費の30%を負担

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算  
(介護給付費の30% ÷ 第2号被保険者数 = 第2号被保険者1人あたり保険料額)



第2号被保険者の保険料



(参考) 協会けんぽにおける介護保険料率の推移

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
10.7	8.9	11.1	12.5	12.3	12.3	11.3	11.9	15.0	15.1	15.5

(%)

※平成15年度以降の料率は、総報酬制導入後の料率である。

## 第2号被保険者からの保険料徴収

- 第2号被保険者に係る介護保険料については、各医療保険者が医療保険各法の規定により、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収しており、徴収した介護保険料は納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付。
- 協会けんぽについては、保険料の徴収の業務は、日本年金機構において厚生年金業務と一体的に実施。

## 介護給付費納付金収納額の推移

(単位:億円)

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
協会けんぽ	3,927	4,340	3,960	4,398	5,246	5,954	6,029	6,074	5,920	6,218
船員保険	34	36	27	30	33	30	31	33	30	32
共済組合	1,004	1,119	1,085	1,266	1,496	1,682	1,697	1,676	1,590	1,631
健保組合	3,135	3,432	3,189	3,662	4,292	4,758	4,879	4,948	4,818	5,086
国民健保	4,388	4,962	4,880	5,705	6,876	7,756	7,828	7,490	6,755	6,550
合計	12,489	13,889	13,141	15,062	17,942	20,180	20,464	20,222	19,113	19,518

※上記数値は各制度別に各事業年度(5月～4月)に実際納付された額。

※上記数値は億円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※出典:社会保険診療報酬支払基金「平成21事業年度介護保険特別会計付属明細書」より

※平成20年10月1日、全国健康保険協会(協会けんぽ)が設立。以前は、政府管掌健康保険。

## 第2号被保険者数の推移

(単位:万人)

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
協会けんぽ	1,329	1,307	1,288	1,271	1,269	1,284	1,286	1,306	1,334	1,338
船員保険	10	10	9	8	8	8	7	7	7	7
共済組合	350	353	353	353	353	355	355	350	350	356
健保組合	1,066	1,049	1,029	1,019	1,021	1,023	1,030	1,059	1,080	1,080
国民健保	1,553	1,564	1,586	1,610	1,621	1,606	1,560	1,511	1,470	1,452
合計	4,308	4,282	4,264	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233	4,240	4,233

※上記数字は社会保険診療報酬支払基金が納付金額を確定するために医療保険者から報告を受ける「第2号被保険者等報告書」を集計したものであり、各年度内の月平均値である。

※上記数値は万人未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※平成20年10月1日、全国健康保険協会(協会けんぽ)が設立。以前は、政府管掌健康保険。

## 6. 徴収の現状

## 徴収の現状（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の法的性格）

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
性質	基本的に負担と給付は連動しており、療養給付に要する費用は、被保険者の支払う保険料及び公費（国・都道府県・市町村）により賄っている。	基本的に負担と給付は連動しており、療養給付に要する費用は、被保険者の支払う保険料、現役世代からの支援金及び公費（国・都道府県・市町村）により賄っている。	基本的に負担と給付は連動しており、給付に要する費用は、被保険者の支払う保険料及び公費（国・都道府県・市町村）により賄っている。
債権の優先徴収権	保険料は、国税及び地方税に次ぐ、優先徴収権を有している。		
徴収権の消滅時効	2年		
延滞金の取扱い	督促をした場合には、条例の定めるところにより、市町村長は延滞金を徴収することができる。		
督促状の送付	市町村の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、市町村長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。		

※ 国保については、市町村において国民健康保険税方式を採用することも可能であり、その場合、性質は国民健康保険料と同様である一方、債権の優先徴収権、徴収権の消滅時効等は地方税と同様である。